

# いきいき街路樹事業について

## 1 経緯等

昨年度までの街路樹（高木）管理については、市域を平均して5年に1回の剪定頻度で作業を実施してきましたが、平成21年度からは「いきいき街路樹事業」を導入することにより、平均3年に1回の剪定作業を行うことができるようになり、これまで以上に都市景観の向上、及び健全で良好な樹木の生育を図ってまいります。

また「いきいき街路樹事業」は、横浜みどり税を財源にした“横浜みどりアップ計画”「緑をつくる」施策の1つとなりますので、従来の剪定作業に加えて、「3 進め方」の手順に従って、各樹種の持つ樹形を生かしながら、並木としての統一した景観を整えていくことを必須としていますので留意してください。

## 2 対 象

街路樹のうち、あらかじめ定められた路線について、高木の剪定を計画的に実施します。

## 3 進め方

- (1) 土木事務所は「いきいき街路樹事業」路線を選定し、原則として選定した路線は継続して実施します。
- (2) 土木事務所は、路線や樹種ごとの剪定計画を立てます。剪定計画では「管理目標樹形図」を作成し、伸ばすべき枝、剪定すべき枝の考え方を年度ごとに明確にし、数年に亘って樹形を整えます。なお、管理目標樹形図は土木事務所にて準備します。
- (3) 剪定計画に従い、委託剪定作業を実施します（〇〇区いきいき街路樹事業剪定業務委託）。  
剪定作業は先ず「見本剪定」（後述参照）を実施し、担当職員が確認した後、路線全体の剪定作業を行います。
- (4) 「いきいき街路樹事業」について市民の皆様にお知らせするため、作業時間帯は現場に看板等を設置します。
- (5) 受託事業者におかれましては、剪定の見学会等、説明会へのご参加をお願いします。

※本事業の委託は、「いきいき街路樹事業費」の他、「街路樹管理事業費」も含まれています。「いきいき街路樹事業」は高木剪定だけが対象であるため、中低木刈込や草刈り等は「街路樹管理事業」で行うように設計書を作成しています。

※詳細は「『いきいき街路樹事業』における街路樹剪定に関する特記仕様書」を確認してください。



出典：街路樹（社団法人 日本造園建設業協会）  
※下の図も同様

## 目標とする樹形（自然樹形の例）

その樹木が持つ自然樹形が基となって建築限界を考慮したものが、目標樹形となります。

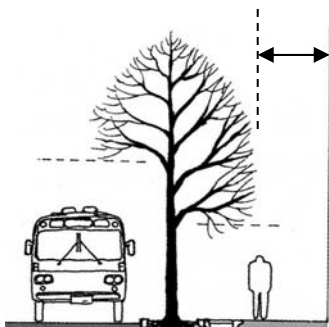
特徴①幹が1本まっすぐ通っている（一部例外あり）。

②主枝（幹から出ている枝）、垂主枝（主枝から出ている枝）、側枝（垂主枝から出ている枝）のバランスが良い。

③主枝の伸びる方向に統一性がある（左図の木の場合、やや斜め上方向）

④枝が混んだ部分や、逆に少ない部分が無く、まんべんなく側枝で覆われている。

※左の図は、剪定した翌年の、新しい枝が生えた状態の自然樹形（建築限界を考慮する前の樹形）になります。



## 建築限界等を考慮した管理目標樹形

自然樹形の特徴を生かしながら

- ① 車道側の枝下の高さを4.5m以上取る
- ② 歩道側の枝下の高さを2.5m以上取る
- ③ 建物とのクリアランスを1.0m以上取る
- ④ 電線があれば、20cm避ける（変圧器からは1.5m）
- ⑤ 信号、標識、道路照明等を隠さないようにする。

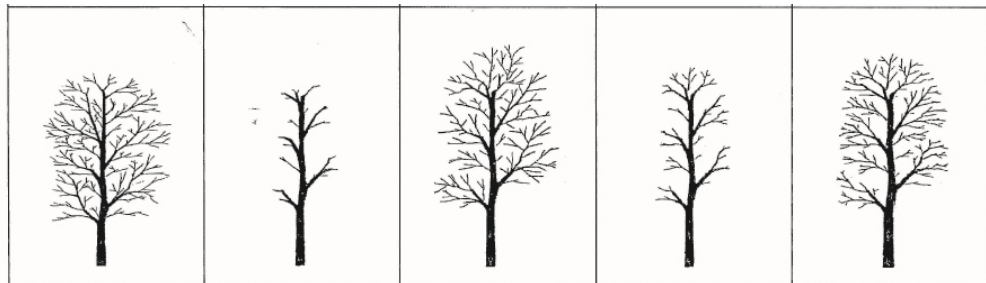
管理目標樹形を考慮し剪定した例（クスノキ）  
枝をバランスよく残しているため、翌年方  
遍なく枝葉をつけ、樹形を乱すことが無くな  
ります。（路線状況・樹種・これまでの剪定状  
況などにより、剪定方法が異なります）



見本剪定  
その路線の見本となる樹形をつくるための剪  
定で、下記の管理目標樹形図を基に行います。  
このときの確認は職員立会により行い、確認後  
その路線の剪定の見本樹形となります。

## 街路樹管理目標樹形図（例）

剪定を数年かけて段階的に行い、目標樹形を作り上げていく過程を図示したものです。



1年目剪定前 1年目剪定後 2年目剪定前 2年目剪定後 3年目

解説 1年目に、幹の先端が二股になっているのを1本にし、主枝の方向が悪いものを除去。

（目標樹形をつくるため、1年目は一時的に強剪定になることもあります。）

2年目は方向の悪い垂主枝、側枝を除去。3年目は枝の方向とバランスが良くなっています。

出典：街路樹剪定士  
講習会資料

※対象路線毎の管理目標樹形図は、契約後、着手前に各区土木事務所より受託事業者にご提示いたします。